

2 環境施策の概要

以下は、平成 16 年度における環境施策の実施状況と今後の各施策の展開について、環境基本計画の各施策ごとに概要をまとめたものです(平成 16 年度に実施した施策や事業の詳細については、23 ページ以下に掲載しています。)

環境の保全と創造のための施策

(1) 循環型社会システムの確立

現状と課題

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動様式は、効率性や利便性といった恩恵をもたらす一方、物質の健全な循環を阻害するといった面がありました。

このため、廃棄物の量の増大や多様化に伴う処理の困難化、最終処分場の残余容量の減少や不法投棄の増大、焼却によるダイオキシン類の発生等様々な問題が生じています。

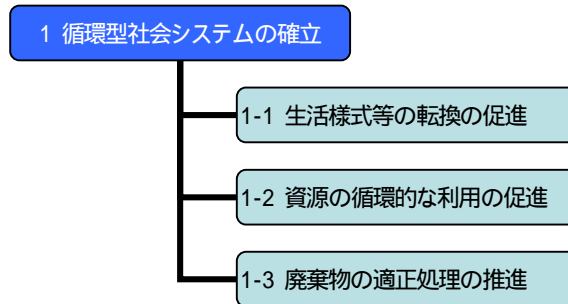
これらの問題の解決には、資源の有限性や生産・流通・消費・廃棄の各段階で環境への負荷が生じていることを認識し、従来の経済社会活動様式から環境への負荷が少ない資源循環型社会への移行が必要です。

本県においても、一般廃棄物の分別収集の促進や、県民、事業者、行政が一体となったリサイクル、ごみ減量化への取り組み等を進めてきましたが、今後もこれまでの取り組みを踏まえ、資源循環型社会の実現に向け、私たち一人ひとりがそれぞれの役割分担のもと、生活様式等の転換や、資源の循環的な利用、廃棄物の適正な処理を進めて行く必要があります。

施策事業の概要

生活様式等の転換の促進に向けては、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分(以下、廃棄物等の発生抑制等という。)に関して、県民、事業者等への啓発事業を幅広く実施しています。また、各主体への啓発にとどまることなく、県としても、事業者・消費者としての立場及び県民や事業者に環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場から、環境マネジメントシステムを導入した山梨県環境保全率先行動計画を策定し、さらに ISO14001 の認証を取得し、環境保全に関する施策を計画的かつ総合的に推進しています。

資源の循環的な利用の促進に向けては、リサイクル製品の利用拡大とリサイクル産業の育成を図ることを目的とした「山梨県リサイクル製品認定制度¹」の運用等の啓発事業のほか、事業者、市町村等の連携によるリサイクルシステム構築に対する助成等、住民生活に密着した環境活動を推進する市町村や民間



¹ 山梨県内の再生資源を利用して製造されたものをリサイクル製品として認定し、県等における優先的な調達と使用に努めることや、県民、事業者への製品の情報提供することにより、県内における廃棄物の再生利用を推進するもの。

団体への支援事業を実施しています。

廃棄物の適正処理の推進については、最終処分場整備の推進と不法投棄対策が中心です。

なお、廃棄物等の発生抑制等については、公害防止条例の改正(生活環境の保全に関する条例に改正。)により、県民、事業者、県が取り組むべき事項²を明らかにしたところです(平成 17 年 10 月 1 日施行)。

取り組みの状況と今後の施策の展開

循環型社会システムの確立のため実施する事業は、廃棄物等の発生抑制等にとって効果的なものであることに加え、県民、事業者の自主的な取り組みやこれら各主体と行政との連携を促進するものであることが必要です。

現行の啓発事業や対策事業は、企業、民間団体、学校への啓発強化による、エコライフ宣言者³数の増加(平成 16 年度において 3,885 人 18,317 人)や各主体の連携による不法投棄対策(廃棄物対策連絡協議会における活動)に見られるように、これらの点を考慮した事業を実施しています。

今後の施策の展開としては、マイバッグキャンペーンや多量排出事業者排出抑制推進事業⁴等、県民、事業者の自主的な取り組みの促進と不法投棄防止対策に見られるような各主体の連携強化、最終処分場整備や廃棄物総合計画(平成 17 年度策定予定)の推進が挙げられます。また、これら各事業の実施にあたっては、例えば、環境対策融資の周知等、事業自体のPRも重要です。

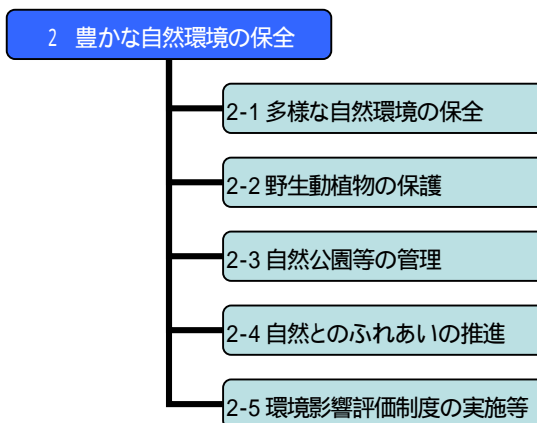
(2) 豊かな自然環境の保全

現状と課題

本県は、富士山や南アルプス等の山々や富士川、相模川等の清流を有する山紫水明の地であり、盆地特有の内陸的気候のもと、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育しています。さらに、県土の 78%を占める森林は、本県の豊かな自然環境の基盤を成し、良好な水環境や動植物の生育環境を維持しているほか、流域の人々に多大な恩恵を与えています。

これら豊かな自然環境は私たちに潤いや安らぎを与えるものですが、その利用にあたっては、自然環境の保全との両立に配慮した適正な利用が求められます。

また、個体数の減少が懸念される希少野生生物や著しい増減が見られる野生鳥獣については、その状況を正確に把握し、適切な保護あるいは管理を実施することが求められています。



² 事業者にとっては、廃棄物の発生抑制等に必要措置を講ずること、県民にとっては廃棄物の発生抑制等を促進すること、県にあっては廃棄物総合計画等を策定し推進することとされた。

³ 県民、事業者、行政等が、ごみ減量化につながる取り組みから、「できること」、「すでに行っていること」を選択し、その実践を社会に宣言、登録する「やまなしエコライフ宣言」への登録を呼びかけるもの。

⁴ 産業廃棄物の発生抑制と適正処理に取り組む事業者を募集し、参加事業者と県が取り組みに関する協定を締結する。また、事業者の求めに応じ県が専門分野のアドバイザーを派遣し、事業者との意見交換を通じ、産業廃棄物の発生抑制・適正処理の取り組みを支援する。

施策事業の概要

多様な自然環境の保全に向けては、緑化計画に基づく緑化事業や啓発事業のほか、森林の持つ多面的な機能を発揮させるための適切な森林整備、環境に配慮した農村整備、温泉の管理指導等を行っています。

野生動植物の保護に向けては、鳥獣保護区等の指定による保護に加え、野生鳥獣の生息調査に基づく保護管理計画の策定とこれによる適正管理、希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況や生態の把握を目的とした調査等を実施しています。

また、自然環境の保全とともに、適正な利用の増進を図り、身近な自然環境への理解を深めるため、自然公園等の管理や、本県の資源である森林や河川、農村を活用した自然環境とのふれあいを増進する事業を実施しています。

さらに、環境に影響を及ぼす恐れのある大規模な事業等については、環境影響評価制度を運用し、自然環境保全上の支障を未然に防止しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

豊かな自然環境の保全のために実施する事業は、本県の自然環境の特性を把握したうえで実施する必要があります。本県は県土の78%を占める森林や富士川、相模川、多摩川水系等の清流、豊かな温泉資源、農業の営みとともに形成された美しい農山村といった、多彩な資源に恵まれており、これらに応じた施策事業の展開も多様なものとするのが重要です。

現行の自然環境の保全に係る事業は、野生動植物の生息状況等の把握に基づく保護管理、森林の公益的機能の高度な発揮のため指定された保安林の整備、「温泉掘削に係る環境保全審議会温泉部会の審議方針」による温泉の管理指導、自然保護や生態系の保全を図りつつ実施する農業農村の整備等、それぞれの分野において状況に応じた事業が多角的に実施されており、自然環境の保全に効果を上げています。

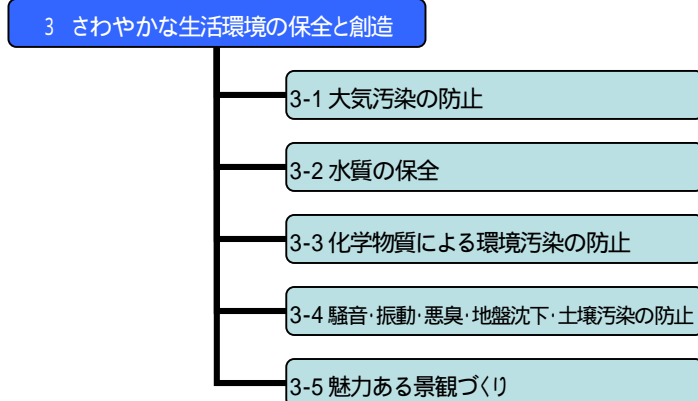
今後の施策の展開としては、多面的機能の発揮が高度に求められる森林における公的関与、特定鳥獣の保護管理計画の策定及び推進等、従来の自然環境保全の考え方を一歩進めた積極的な施策事業の検討、レッドデータブック等の作成による、自然環境の現状把握を活用した保護策の検討、森林文化の森等、自然とのふれあいのための施設・公園における、自然環境を適正に活用した効果的な体験プログラム等の検討が挙げられます。

(3) さわやかな生活環境の保全と創造

現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境、静けさ、緑豊かな生活空間などは、私たちが健康で快適な生活を営むうえで重要な要素です。

各種環境モニタリングの結果を見



ると、大気環境については、環境基本法に基づき環境基準が定められている測定項目のうち、光化学オキシダントと浮遊粒子状物質の短期評価を除きすべての項目について環境基準を達成しており(本県は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないという事情があります。)、水質については下水道等の普及に伴い、河川、湖沼とも環境基準達成率が80%を超え、継続した改善傾向がみられています。

また、近年では、廃棄物の焼却の過程等において生成・排出されるダイオキシン類などの化学物質による環境汚染が大きな社会問題となっていますが、平成16年度におけるダイオキシン類の常時監視においては、大気、公共用水域(水質・底質)、地下水質、土壌の調査地点の全てにおいて環境基準を達成しています。

こうした環境に関する実態把握は、各種事業の効果を測るという意味においても、今後も継続して実施していくことが必要です。

また、大気や水質のように、具体的な環境の実態把握とこれに応じた対策が可能であるものに加え、緑、建築物、文化財等が織りなす調和のとれた美しい景観といった、私たちに潤いや安らぎを与える生活環境の諸要素についても、保全と創造に配慮した事業が重要となっています。

施策事業の概要

大気環境や水環境の保全に関する現状把握のための調査や事業所等の監視指導に加え、学校におけるアサガオを利用した光化学スモッグによる植物影響調査や県民参加による水生生物の棲息状況調査等、調査に啓発を重ねた事業を実施しています。

また、緑豊かな生活空間、さらに歴史的な建築物が織り成す街並み等は、私たちが健康で快適な生活を営むうえで重要な要素であることから、美しい景観を創造するための事業にも取り組んでいます。

なお、自動車の使用に伴う大気汚染等の防止や生活排水による水質の汚濁の防止については、生活環境の保全に関する条例により、使用者、販売業者及び県等が取り組むべき事項⁵を明らかにしたところです。

取り組みの状況と今後の施策の展開

さわやかな生活環境の保全と創造のために実施する事業は、詳細な調査による大気環境や水環境等の現状把握とこれを活用した対策が必要であり、また、調査事業は保全対策事業の効果を押し量る上でも重要です。

大気や水質の常時監視結果は、一部の物質につき環境基準等の超過はあるものの、概ね改善あるいは横ばい傾向にあり、法、条例に基づく工場、事業場への規制及び監視指導、生活排水処理施設整備構想による下水道や浄化槽等の整備、交通が集中する都市部の主要交差点等の改良等の現行事業が効果を上げているものと考えられます。

また、魅力ある景観づくりについては、景観を構成する要素が数多いことから、総合的な事業の展開が必要ですが、景観や機能性に優れた建築物等の表彰(建築文化賞)、歴史文化公園の整備、屋外広告物の適正化、生態系や森林環境への負担の少ない資材や工法を取り入れた林道、治山施設等の改良に

⁵ 例えば、自動車使用者にとってはアイドリングストップ等の責務が、自動車販売業者にとっては環境情報の周知が、県にとっては、広域的な計画に基づく生活排水処理施設の整備やこれに伴う市町村への支援が責務となった。

よる森林の景観形成、市町村が行う景観形成関連公共施設の整備への市町村振興資金の貸付等、多様な事業を実施しています。

今後の施策の展開としては、主要道路沿線における浮遊粒子状物質調査等、生活環境に関する調査結果を活用した対策の継続的な検討、生活環境の保全に関する条例により、各主体が努めることとされた、アイドリング・ストップや水質汚濁の防止等の啓発の強化、

生活排水処理施設整備における国の交付金制度の創設等、施策事業を取り巻く状況の変化に応じた、市町村や庁内関係課における連携の促進が挙げられます。

(4) 地球環境保全対策の推進

現状と課題

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など多岐にわたり、例えば地球温暖化による影響は、気温の上昇や気候の変動、海面水位の上昇、疫病の増加、生態系や農作物への影響など、様々な影響が生じることが予想されています。

さらに、現在の私たちだけでなく、将来の世代に影響が及ぶことが特徴であり、問題をより大きなものとしています。

これら地球環境問題は、私たちの日常生活や経済活動による環境への負荷が原因となって引き起こされており、また、環境への負荷の発生源だけに影響が生じるのではなく、国境や地域を越えて地球規模で影響が及ぶことから、私たち一人ひとりが地域からの取り組みを推進するとともに、国際的な協調のもと、対策を講じていく必要があります。

施策事業の概要

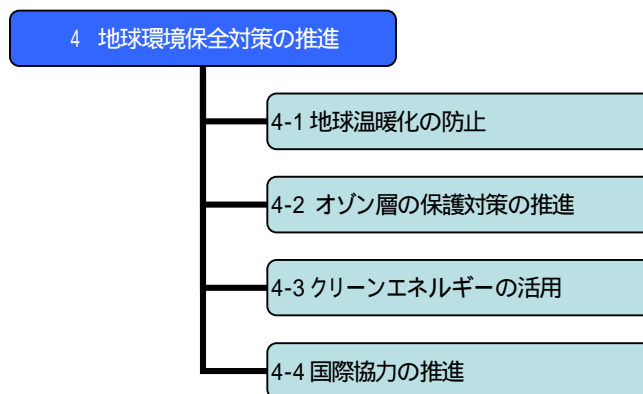
地球温暖化の防止に向けては、「山梨県地球温暖化対策推進計画」において、数値目標や県民・事業者・行政の各主体の役割に応じた行動指針を示しており、これに基づいて日常生活や事業活動における環境負荷の低減のための啓発や公共交通機関の利用促進に関する事業、森林による二酸化炭素吸収に関する事業を実施しています。

クリーンエネルギーの活用に向けては、啓発活動のほか、太陽光発電の実証研究や木質バイオマスの利用等森林資源の有効利用に取り組んでいます。

このほか、地球環境問題は国際的な取り組みを要するものであることから、環境研究や自治体の環境保全活動について、国際交流を促進する事業を実施しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

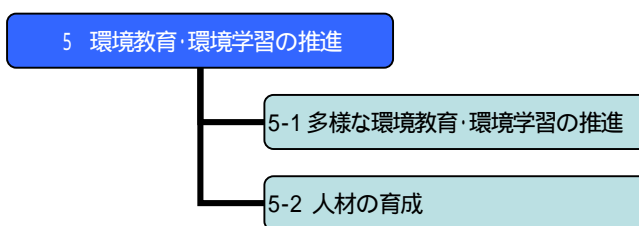
地球温暖化対策等、地球環境保全対策における問題は、その影響の深刻さを考慮すれば、県民、事業者、民間団体、自治体等、すべての主体が取り組む必要があります。啓発事業や対策事業が、幅広い主体に効果が及ぶものであることが重要であると考えられます。



現行の事業は、地球温暖化防止活動推進員及び山梨県地球温暖化防止活動推進センターとの連携による地球温暖化対策に関する知識の普及、やまなしエコ事業活動トライアル⁶による事業者への環境負荷低減への取り組みの啓発、パークアンドライドの推進等多様な事業が、幅広い主体を対象として、また、各主体間の連携にも資することを指向して、地球環境の保全に効果を上げています。

今後の施策の展開としては、地球温暖化防止活動推進員を中心とした地域協議会の設立、パークアンドライドにおける利用者サービスの改善や多様な主体の参加策の検討等、現行事業の効果を高めるための取り組み、二酸化炭素を固定、吸収する健全な森林整備につながる、未利用木材資源(木質ペレット)の有効利用等、新たなエネルギーの研究開発及び普及促進が挙げられます。

(5) 環境教育・環境学習の推進



現状と課題

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するものであり、私たち一人ひとりが原因者であり、かつ、その影響を受けるという認識が必要です。

「環境日本一やまなしの確立」を図っていくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し行動していく必要があります。このため、環境問題の正しい理解及び環境保全意識を醸成する環境教育や環境学習は不可欠なものと言えます。

ただ、環境教育や環境学習の対象は子どもから高齢者まで幅広く、また、環境に関する研究の進捗が著しいため、教育・学習内容においても常にその充実、最新化を図る必要があります。

施策事業の概要

多様な環境教育・環境学習の推進に向けては、環境科学研究所や緑化センター等の施設設備を活用し、環境に関する問題や知識の理解や環境保全意識の醸成に資する環境教育を推進しているほか、学校林を活用した森林環境教育への支援や環境アドバイザーの派遣等により、学校・地域の環境保全活動等の促進につながる教育・学習事業を実施しています。

人材の育成に向けては、環境科学研究所において、将来の地域の環境活動を推進する人材を養成することを目的とし、「山梨環境科学カレッジ・カレッジ大学院」を開講しているほか、森林総合研究所において、地域林業や森林教育の中核的指導者となる人材を養成することを目的とした各種研修を開催しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

環境教育・環境学習の推進のために実施する事業は、受講者等のニーズが多様であるほか、年齢や知識に差異があることから、これに応じた教育・学習プログラム等を実施することが必要です。また、内容の充実、わかりやすさへの配慮のため、事業の実施後にはアンケート調査等を実施し、絶えずプログラ

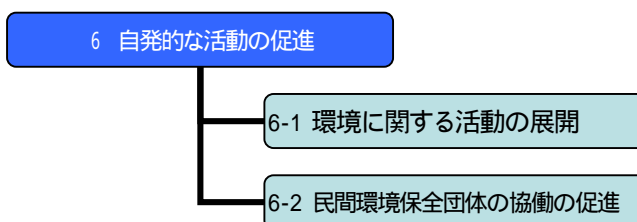
⁶ 事業者が環境負荷の低減等に関する取り組み目標等を設定し、この内容を県に登録し実行、県は登録された内容や取り組み状況をホームページにより県民に紹介。

ム等を改善していくことが重要です。

現行の事業は、環境科学研究所における環境教室⁷や環境体験講座⁸等、次代を担う子供から大人までを幅広く対象とした教育事業、児童・生徒の森林環境教育の場としての学校林の環境整備等に対する助成、民間団体等の研修会への環境アドバイザーの派遣において、参加者の感想をアドバイザーに伝えることにより講演内容の充実を図る等、多様な教育・学習事業をプログラムの改善を図りつつ実施しています。

今後の施策の展開としては、県内における環境教育の拠点である、環境科学研究所における学習ソフトの充実等、最新の研究成果やこれまでの環境教育ノウハウを生かした研究成果の教育・学習内容の充実、環境科学研究所の講座や森林総合研究所の林業教室への参加者が、講座等の終了により学習機会を失うことがないように、参加者に教育・学習事業の情報提供を図るなど、各教育機関におけるアフターケアに関する取り組みが必要です。

(6) 自発的な活動の促進



現状と課題

平成16年4月に施行した「山梨県環境基本条例」においては、私たち一人ひとりが、公平な役割分担のもと、環境の保全と創造を進める必要性を明らかにしています。

身近な環境問題から地球環境問題に至るまで、多くの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と深い関わりを持っています。こうした問題を解決していくためには、各主体が、これまでの日常生活や事業活動を自ら問い直すとともに、環境への負荷の低減と環境の保全と創造に関する取り組みを進めていかななくてはなりません。

本県では、これまで、環境美化活動や緑化活動など、積極的な環境に関する取り組みが行われてきました。意欲を有する県民や民間団体、事業者などによって自発的に行われる環境の保全と創造に関する活動は従来に増して重要視すべきものであり、また、各主体が連携して取り組むことで、その効果に大きな期待ができることから、これらを促進する施策を講ずる必要があります。

施策事業の概要

環境に関する活動の展開に向けては、環境保全活動等への参加機会を提供する事業、民間団体等が取り組む活動への支援、民間団体や自治体が協働した取り組みへの参加・支援に関する事業を実施しています。

民間環境保全団体の協働の促進に向けては、環境保全に関する団体間の連携や情報交換の場として設立された県民、事業者、民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」への支援等を実施しています。

⁷ 学校や団体を対象に、研修室や生態観察園、参加体験型の機器を活用し、環境問題の重要性を伝えるもの。

⁸ 子供から成人までを対象に、身近な環境に関する事項につき、実験・実証を通して環境の見方、問題点を学ぶもの。

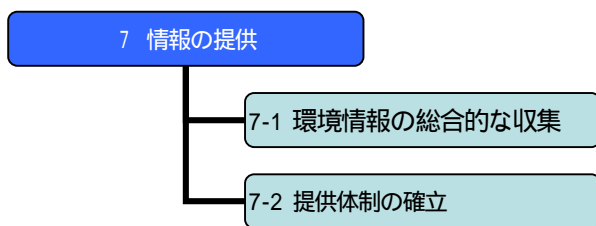
取り組みの状況と今後の施策の展開

自発的な活動の促進のため実施する事業は、環境に関する活動への関心を高める事業のほか、意欲のある主体に対しては、活動の開始、継続にあたり何が必要かを把握し、必要な支援等を実施することが必要です。

現行事業は、目標を大幅に超える参加者(平成16年度参加者522,716人、目標400,000万人)のあった、やまなしクリーンキャンペーン⁹、民間団体の自発的な環境保全へ向けた活動への(財)やまなし環境財団による助成、企業・団体の参加による森林整備事業等が、環境活動への関心の高まりに効果を上げているほか、民間団体等が様々な環境活動に取り組むにあたり、不足しがちな人材や経費的な面を補う内容となっており、自発的な環境活動の推進を図っています。

今後の施策の展開としては、森林づくり活動に関するホームページの充実等、自発的な活動への参加者の増加のための取り組み、様々な主体が参加する桂川・相模川流域における環境保全計画の見直し、県民、事業者、民間団体等で自主的な環境保全活動を目的として組織している「環境パートナーシップやまなし」における組織、活動のあり方の検討等、将来的な活動の方向や自立的な運営方法の検討が挙げられます。

(7) 情報の提供



現状と課題

県民、民間団体、事業者等が環境問題に関する理解や環境活動への自主的な取り組みを積極的に進めていくためには、環境情報の充実はもとより、迅速な提供が必要です。また、事業者による環境報告書等の公開は、住民との環境コミュニケーションの活発化を促進するためにも有効な手段となっています。

高度通信情報化社会である現代においては、多岐に渡る環境情報を総合的に収集するとともに、効果的に活用できるような情報発信をしていく必要があります。

施策事業の概要

情報の提供に向けては、県庁ホームページによる各課室からの情報提供、環境白書「やまなしの環境」の発行に加え、環境科学研究所1階にある環境情報センターを活用した情報提供事業を実施しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

情報の提供のため実施する事業は、情報量の充実と速やかな提供が重要です。

現行事業においては、県庁ホームページにおける環境モニタリング結果の速報値の掲載や環境に関する啓発イベントの紹介、環境情報センターにおける図書等の閲覧、貸し出し等、情報量の充実と速やかな提供を図っています。

⁹ 子供から高齢者までの(小・中・高等学校の児童・生徒、一般県民、事業者、行政)県民参加による環境美化のための一斉活動日を提唱し身近な環境で実施する全県一斉クリーンキャンペーン。

今後の施策の展開としては、環境情報センターにおける環境関連図書の実態や環境ビデオの貸し出し等、環境情報の新たな提供方法の検討、更新が遅れていたり、内容が乏しいページの積極的な更新等、県庁ホームページの実態、表やグラフの多用による見やすさへの配慮、環境モニタリングの結果の掲載の実態等、「やまなしの環境」の内容の実態が挙げられます。

(8) 調査・研究の実施

現状と課題

環境問題への対応や環境の保全には、環境モニタリングにより本県の環境の現状を把握すること、関連する最新の情報の収集や技術動向について把握することが重要です。

また、本県の特性に応じた環境施策の推進には、環境の保全、環境問題への対応に資する技術等の研究を進め、最新の研究成果を施策事業に活用することが必要です。

施策事業の概要

環境モニタリング事業については、「3 さわやかな生活環境の保全と創造」において既述のとおり、大気、水質、ダイオキシン等に関する調査を実施しています。

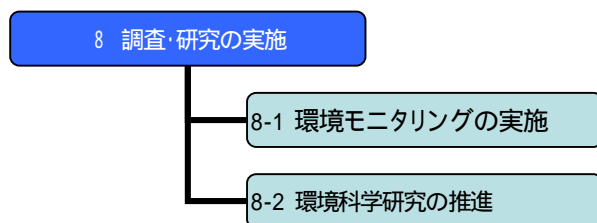
調査・研究の実施に向けては、森林総合研究所、衛生公害研究所、衛生監視指導センター等において、環境モニタリングによる県内の環境の状態を把握するとともに、環境科学研究所において、環境の保全や各種環境問題の原因究明及び対策に関する調査研究や技術開発を推進しています。また、工業技術センターでは環境関連の技術開発、農業関係試験場では環境に配慮した持続的な農業の普及に向けた取り組みを行うなど、産業面からの環境に関する研究活動も進めています。

さらに、環境科学研究所では、環境に関する情報発信や環境保全に関する国際シンポジウム、フォーラムの開催等、研究を促進し、成果を県民に還元する交流活動にも取り組んでいます。

取り組みの状況と今後の施策の展開

環境科学研究所の推進については、環境問題と本県の地理的特性をふまえた研究内容であることが重要ですが、環境科学研究所においては、リサイクルに資する実用性の高い「廃棄プラスチック材の再生処理に関する研究」による、環境問題に即した実用的な発明が生まれたほか、富士山(火山)やその周辺環境等本県の特性に応じた研究が実施され、森林総合研究所においては、林業に携わる関係者の要望に応える、育林・育種、森林保護に関する試験研究が進み、有用な研究を実施しています。

今後の施策の展開としては、廃棄物の排出抑制や適正処理等、本県の重要な環境施策に対応し、かつ、実用的な研究課題の検討、特許出願に至った、「廃棄プラスチック材の再生処理に関する研究」の研究手法のように、産官学の連携による共同研究等、効果的な研究方法の検討が挙げられます。



重点的に取り組む施策

(重点1) 富士山の環境保全対策の推進

重点1 富士山の環境保全対策の推進

重 1-1 多様な自然環境の保全

重 1-2 優れた景観の保全

現状と課題

標高が日本一高く、独立峰であり、

緩やかな曲線の裾野を雄大に広げる富士山は、見る者を魅了する美しさがあり、麓と一体となって四季折々でその姿を変える眺望は世界に誇りうる景観と言えます。また、青木ヶ原樹海、ブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などの自然林や原生林を残し、山中湖、河口湖、西湖では、天然記念物のフジマリモの生育が確認されています。さらに、富士五湖には、ガン、カモ類の飛来が多く、溶岩洞窟には希少なコウモリ類が生息しているなど、多様な動植物が数多く分布しています。

これら富士山及び周辺地域の豊かな自然と美しい景観を次の世代に継承していくため、本県では、富士箱根伊豆国立公園指定 60 周年を契機に、新たな時代を展望した「富士山総合環境保全対策基本方針」を策定して、総合的な保全対策に取り組んできました。同時に、富士山の環境保全に取り組むため、静岡県と連携し「富士山憲章」を制定し、全国に向け、その理念等の普及啓発に努めてきました。

しかし、オフロード車による自然破壊や山小屋トイレ問題、山麓部の廃棄物不法投棄など富士山の自然環境や景観に影響を及ぼす問題も発生しています。富士山とその周辺地域の自然環境や景観を保全し、世界文化遺産への登録に向け、諸問題への対策を進めていく必要があります。

施策事業の概要

富士山の多様な自然環境の保全に向けては、富士山憲章の理念に基づく富士山環境保全運動を推進するため、富士山ボランティアセンターを中心とした各種啓発事業及び情報提供活動を展開しているほか、富士五湖の保全に関する調査等総合的な保全対策に取り組んでいます。

優れた景観の保全に向けては、山小屋トイレの整備、廃棄物不法投棄の防止等の事業を実施しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

富士山の環境保全対策の推進のため実施する事業は、富士山が我が国を代表する観光地であることから、地元住民、民間団体、自治体はもとより、観光客をも対象とした事業を実施する必要があります。

現行事業は、観光客が集中する夏期における五合目等での重点キャンペーンの展開やシーズンオフにおける各種イベントの実施、関係行政機関、民間企業、NPO法人等との連携による不法投棄監視活動等、富士山の環境保全に関して、各主体との連携による日常的な協力体制の構築や、観光客、関係者への幅広い啓発につながる事業を効果的に実施しています。

今後の施策の展開としては、富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みが活発化していることに伴う、各種保全活動の一層の推進のほか、水質調査結果の活用や生活排水処理施設整備の推進による富士五湖の水質改善が挙げられます。

(重点2) 森林、緑地の保全等の推進

重点2 森林、緑地の保全等の推進

現状と課題

本県は、県土の約 78%を森林が占め、県民 1 人当たりの森林面積 3,931m²は、国民 1 人当たりの森林面積 1,988m²に比べると約 2 倍となっており、豊富な森林資源を有しています。

森林は、水源かん養機能を始め、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能など、多面的な機能を有しています。また、市街地における緑地については、大気浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、県民の健やかで潤いのある生活環境の確保に大きな貢献をしています。

しかし、木材価格の長期的な低迷、人件費等の経営コストの上昇などにより林業の採算性は大幅に低下し、間伐等の保育や木材の利用が十分に行われない状況も見られています。

森林や緑地の有する多面的機能を十分発揮させていくためには、森林の適正な維持・管理を計画的に行っていくとともに、都市部での緑化を積極的に推進していく必要があります。

施策事業の概要

森林の多面的機能の発揮の促進に向けては、森林の有する多面的機能を重視すべき機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれが有する機能が持続的に発揮されるよう、森林整備を実施しています。また、「持続可能な森林経営」を確実なものとするため、森林生態系モニタリング調査を実施しています。

森林環境教育の推進に向けては、森林総合研究所における森林、林業について幅広い普及啓発を行う「森の教室」や学校林の活用、小学生以下の子ども達に、山や森、公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にすることを育んでもらう「どんぐりクラブ」の育成等を実施しています。

緑化の推進に向けては、緑化まつりの開催や緑化センターにおける緑化思想の高揚、緑化知識・技術の普及、公共施設の環境緑化(公共用緑化樹の配付)に関する事業を実施しています。

また、ふれあいの機会の提供として、恩賜林御下賜 100 周年に向け、一般県民や森林ボランティアの参加により植栽活動を行う「100 万本植樹運動」や 8 月 8 日を『やまなし「山の日」』として定め、山や森林を学び親しむ機会を増進する普及啓発事業等を展開しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

「2 豊かな自然環境の保全」「3 さわやかな生活環境の保全と創造」等において既述したとおり、森林整備や森林環境教育に関する事業を総合的に実施しています。

今後の施策の展開としては、森林所有者の意欲低下を防止するための取り組み、多面的機能を

重 2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

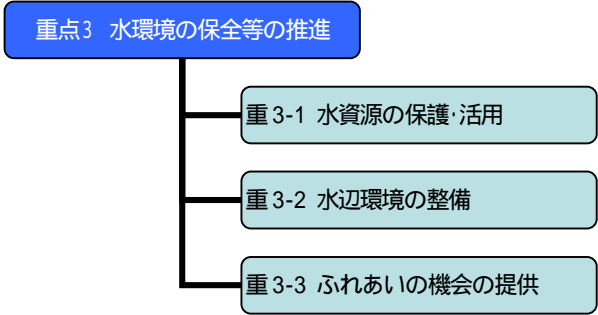
重 2-2 森林環境教育の推進

重 2-3 緑化の推進

重 2-4 ふれあいの機会の提供

高度に発揮することが期待される森林への公的関与、森林整備促進のための県産材需要の活性化、さらに、森林空間が、健康づくりの場として、また、医療、福祉機関においても健康の維持増進を目的とした活用が期待されている点に着目した「森林セラピー」等、森林の持つ新たな機能の発揮に向けた取り組みが挙げられます。

(重点3) 水環境の保全等の推進



現状と課題

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳など雄大な山々に囲まれ、森林が県土の78%を占める森林県であり、豊かな森林によって育まれた水は、富士川、多摩川、相模川水系の上流のみならず下流にも多大な恵みをもたらしています。

水は、私たちの日常生活や事業活動に欠かせないものであり、工業用水、農業用水など様々な目的に利用され、また、河川、湖沼などの水辺は、野生の動植物、水生生物の生息、生育の場であるとともに、水や動植物とのふれあいの場として、人々の生活にうるおいを与える空間となっています。

水は、雨となって地上に降りそそぎ、森林や土壌に地下水として保水され、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるというように自然のなかで循環しており、その過程で多くの汚濁物質が浄化されていますが、私たちの水利用に伴う環境への負荷が自然循環の浄化能力を超えることがないよう、健全な水循環を確保していくことが必要であり、また、多様な水生生物が生息、生育でき、人々が水とのふれあいができるよう、良好な水質の確保や親水空間の活用を図る取り組みを進めることが求められています。

施策事業の概要

水環境の保全等の推進に向けては、「水政策基本方針」を策定し(平成17年3月)、「森の国・水の国やまなし」の確立に向け、水に関する施策(「3 さわやかな生活環境の保全と創造」に記載した各種水環境関連事業等)を総合的に推進しています。

また、水環境に大きな役割を果たす森林について、水土保持林の整備やダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

水辺環境の整備については、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、桜などを植樹した堤防、散策路の設置など、水とふれあう周辺の環境や生態系に配慮した「多自然型川づくり」等を実施しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

水環境の保全等の推進のため実施する事業は、啓発事業、調査事業、対策事業等幅が広く、これら事業の総合的な実施が必要ですが、水環境関連事業を水政策基本方針により総合的計画的に実施することとなりました。また、同基本方針の策定の前後には、水に関するフォーラム等を開催し、森の国・水

の国やまなしの確立に向けた、新たな施策の方向を検討しています。

今後の施策の展開としては、水をめぐる上下流の住民、団体や国、市町村及び県との連携のあり方、水質保全とのバランスに配慮し、本県の豊かな水資源・森林資源を活かした地域振興の検討が挙げられますが、これらは今後も、多様な主体の参加による、シンポジウムやワークショップ等を通じて議論を深めていくこととします。

(重点4) 環境の保全に資する農業の促進

重点4 環境の保全に資する農業の促進

重 4-1 環境保全型農業の促進

重 4-2 美しい農村づくりの促進

現状と課題

農業は、食料供給の機能のほか、国土保全、水源のかん養、良好な景観の形成等といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮させていく必要があります。

しかし、農業の生産面についてみると、化学肥料、化学合成農薬の多投入などにより、環境への負荷が増大する事態も生じています。

また、消費面では、食品の安全・安心、健康に対する関心の高まりから、有機農産物や化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した農産物への消費者ニーズが高まってきています。

こうした状況に対応するため、家畜排せつ物などの有効利用によるたい肥を活用した土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用を減らした農業生産方式の普及、定着を図ること、また、消費者に対して、環境への負荷の低減を図るため、こうして地域で生産された農産物を積極的に購入するよう、普及啓発を図っていくことが必要です。さらに、資源の循環的な利用の観点から農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理をさらに進めるなど、環境への負荷の低減を総合的に推進していく必要があります。

施策事業の概要

環境保全型農業の促進に向けては、農薬を低減した生産方式の実証・普及、環境保全型農業の主体（エコファーマー）の認定促進、支援や産地化事業等を実施しており、経済性をも考慮した実践的な取り組みを推進しています。また、化学合成農薬と化学肥料をそれぞれ30%以上減らし、県内で生産された農産物（米、野菜、果実等）を認証する「甲斐のこだわり環境農産物」を認証し、環境保全型農業の産地化を促進しています。

美しい農村づくりの促進に向けては、農業用排水路や農道等の農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行う等、環境に配慮した農村整備、県内の農山村が形成してきた固有の景観を保全、育成するため、修景施設整備、親水施設整備、休養施設整備等の農村景観形成事業を実施しています。

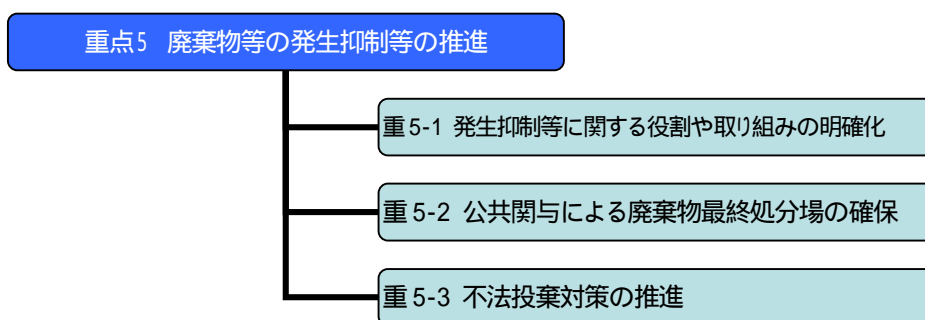
取り組みの状況と今後の施策の展開

環境保全型農業の促進を図る上では、肥料・農薬を低減した生産方式等の技術確立、取り組む主体の育成支援、環境保全型農業の産地化形成、啓発事業が総合的に推進され、実用的なものとする必要があります。

現行の事業は、環境にやさしい生産方式の栽培実証と技術確立、化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う計画を策定した農業者(エコファーマー)の認定及び支援、化学肥料・化学合成農薬の削減栽培による産地づくりに取り組む地域に対する支援、環境に配慮した農産物を県が認証しイメージアップを図る甲斐のこだわり環境農産物認証制度を総合的に実施しており、環境の保全に資する農業の推進に効果を上げています。

今後の施策の展開としては、環境の保全に資する農業の実用化に向けた各取り組みのさらなる推進、エコファーマーの認定増加等による環境保全型農業を担う裾野の拡大が挙げられます。

(重点5) 廃棄物等の発生抑制等の推進



現状と課題

廃棄物については、再生利用の促進等により最終処分量は削減が進んでいますが、廃棄物の排出量は増加しており、発生抑制等をさらに進める必要があります。このためには、事業者、県民、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組んでいく必要があります。

また、県内における廃棄物の最終処分については、そのほとんどを他県に依存しており、県内における最終処分場の確保が急務となっています。このため、公共関与による最終処分場の確保に向けた取り組みを継続して推進していく必要があります。

さらに、廃棄物の不法投棄については、県、市町村、関係団体等が連携し、普及啓発やパトロールを実施してきましたが、依然として後を絶たない状況であり、多様な主体による監視体制の強化が求められています。

取り組みの状況等

発生抑制等に関する役割や取り組みの明確化に向けては、公害防止条例の改正(生活環境の保全に関する条例に改正。)により、県民、事業者、県が取り組むべき事項を明らかにしたところであり、さらに山梨県廃棄物総合計画(平成17年度策定予定)においても、各主体の行動目標や取り組むべき事項を明らかにすることとしています。

公共関与による廃棄物最終処分場の確保に向けては、廃棄物の自県内処理を図るため、従来からの確保への取り組みを継続して実施しています。

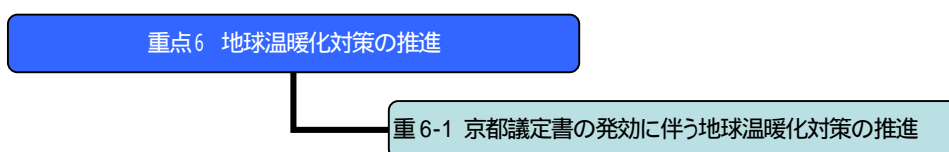
不法投棄対策の推進に向けては、県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による広域的な監視指導等を実施しています。

取り組みの状況と今後の施策の展開

廃棄物等の発生抑制等の推進に向けては、県民や県等が各々の役割に応じた取り組みを自主的に、あるいは連携して推進することが重要ですが、現行の事業は、最終処分場整備の推進や各主体の連携による不法投棄対策(廃棄物対策連絡協議会における活動)等、これらの点をふまえ、効果的に実施されています。

今後は、廃棄物等の発生抑制等の重要性に鑑み、引き続き 最終処分場の整備の推進、 廃棄物対策連絡協議会における活動等、各々の役割に応じた取り組みを十分に図ることに加え、平成 17 年度策定予定の廃棄物総合計画により、廃棄物対策を総合的に推進していくこととします。

(重点6) 地球温暖化対策の推進



現状と課題

地球温暖化は、既に、現実の問題となっており、世界各地で洪水、干ばつ、熱波、ハリケーンなどの異常気象が観測されています。一般的に地球温暖化は長期間の傾向として認識される現象であるため、これらの現象が地球温暖化によるものかどうかは容易に判断できませんが、今後、地球温暖化が進行すれば、大規模な気候変動が起こる可能性があり、夏の気温が上昇することによる熱中症患者の増加、生態系や食糧生産への影響も懸念されています。

本県では、平成 16 年 2 月、温室効果ガスの排出抑制のため、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取り組みを進めていくための行動指針として「山梨県地球温暖化対策推進計画」を策定し、このなかで、県民、事業者の取り組みによる温室効果ガス排出量の削減目標値のほか、森林吸収源対策による二酸化炭素吸収量の確保による削減目標値を設定しています。

京都議定書の発効を踏まえ、私たち一人ひとりが、国際社会の一員として地球温暖化を防止するため、日常生活などから発生する環境への負荷の低減を図る取り組みを積極的に進めていかなければなりません。

取り組みの状況等

地球温暖化の防止に向けては、山梨県地球温暖化対策推進計画において、数値目標や県民、事業者・行政の各主体の役割に応じた行動指針を示しており、これに基づいて日常生活や事業活動における環境負荷の低減のための啓発や公共交通機関の利用促進に関する事業、森林による二酸化炭素吸収に関する事業を実施しています。クリーンエネルギーの活用に向けては、啓発活動のほか、太陽光発電の実証研究や木質バイオマスの利用等森林資源の有効利用に取り組んでいます。このほか、地球環境問題は国際的な取り組みを要するものであることから、環境研究や自治体の環境保全活動について、国際交流を促進する事業を実施しています。

進行管理の結果と今後の施策の展開

地球温暖化対策は、県民、事業者、民間団体、自治体等、すべての主体が総力を挙げて取り組むべきものであり、啓発事業や対策事業が、幅広い主体に効果が及ぶものであることが重要です。

現行の事業は、地球温暖化防止活動推進員の活動、パークアンドライドやノーマイカーデーの推進、二酸化炭素吸収源対策としての森林整備、交差点改良等による交通の分散・円滑化等、多様な事業が、幅広い主体を対象とした効果的なものとして実施されています。

今後の施策の展開としては、地球温暖化防止活動推進員の地域協議会の設立、パークアンドライドにおける利用者サービスの改善や多様な主体の参加策の検討等、現行事業の効果を高めるための取り組み、二酸化炭素を固定、吸収する、健全な森林整備の促進につながる、未利用木材資源(木質ペレット)の有効利用等、新たなエネルギーの研究開発及び普及促進等が挙げられますが、これらを、地球温暖化対策推進計画に基づき、総合的かつ県民、事業者、行政が一体となった取り組みとなるよう推進していく必要があります。